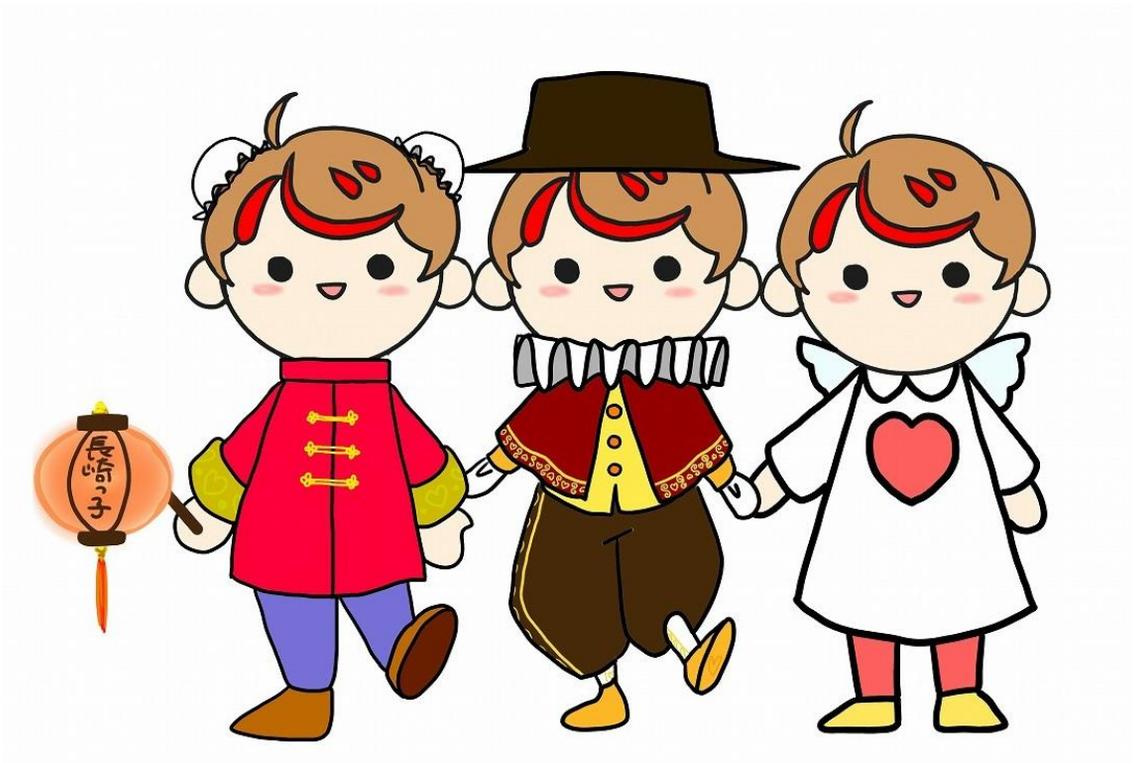


校内教育支援センターの手引き

～児童生徒一人一人の社会的自立を目指して～



令和7年3月
長崎県教育委員会

目次

はじめに	1
I 不登校支援の基本的な考え方	2
II 校内教育支援センター運営のポイント	4
III 校内教育支援センターの支援サイクル	6
IV 校内教育支援センターでの適切な支援	7
V ICTを活用した支援	9
VI 学校内外の指導・相談機関等との連携	
参考：不登校対応の重層的支援について	10



はじめに

本県における不登校児童生徒数は増加傾向が続いており、不登校支援対策は、本県の喫緊の課題です。

全国的にも不登校問題が深刻化する中、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月文部科学省）、「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」（令和5年10月文部科学省）では、全ての不登校児童生徒の多様な学びの場を確保するため、校内教育支援センター（SSR等）の設置促進が示されました。

不登校あるいは不登校傾向にある児童生徒、学級に入りづらさを感じている児童生徒にとって、校内教育支援センター（SSR等）は重要な支援の場の一つです。

本県では、令和6年度から不登校児童生徒等の多様な学びの場・居場所の確保・提供を目的として、「学校内外における児童生徒の学びの場創出事業」をスタートしました。

本事業の活用により、県内小・中学校において新たに多くの校内教育支援センター（SSR等）が設置され、支援員が配置されました。

また、本事業を活用していない市町においても、独自で校内教育支援センター（SSR等）を設置し、児童生徒のニーズに応じた支援を実施している小・中学校が数多くあります。

児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的な自立を目指すという不登校支援の視点、及び学校教育の意義・役割の重要性を踏まえたとき、校内教育支援センター（SSR等）を中心とした学校内外における児童生徒の学びの場・居場所づくりは、これからの不登校対策において非常に大きな意味を持つものであると考えます。

本手引きでは、校内教育支援センター（SSR等）を中心とした不登校支援の充実のために必要なポイントをまとめました。

各学校において、本手引きを参考といただき、不登校又は、学級に入りづらさを感じている児童生徒への支援にお役立ていただけると幸いです。

I 不登校支援の基本的な考え方

不登校支援の実施に当たり、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下、教育機会確保法）（平成28年12月14日公布）」及び「不登校児童生徒への支援の在り方について（令和元年10月25日付文部科学省通知）」等の内容を理解することが大切です。

ここでは、参考として「教育機会確保法の周知に関するパンフレット」（令和5年10月文部科学省）から抜粋した教育機会確保法の内容を踏まえたポイントを掲載しています。

1 より良い学校づくり

学校は一人一人が社会で生きる基礎を養い、国家・社会を支えるために必要な基本的な資質を養うことを目的としており、より良い学校づくりを行うことを目指します。

また、**全ての子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談しやすく、いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくりが重要**です。

2 不登校は問題行動ではありません

不登校は誰にでも起こり得ることであり、**不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮**をします。

3 社会的自立の尊重

学校に登校するという結果のみを目標とせず、**子どもたちが自分の進路を主体的に考えられるように**することを後押しします。

4 民間連携

子どもたちや保護者の意思を大切にしながら**民間機関等とも連携して支援**します。



こちらの二次元コードから詳細を参照できます。



（教育機会確保法）



（教育機会確保法基本指針）



（不登校児童生徒への支援の在り方について）

5 学校内外の学びの場も整備

自分のクラス以外の場所でも安心して学べるように**学びの場を整備**します。

(例) 学校外 教育支援センター、フリースクール等、保護者の会 等
学校内 校内教育支援センター ※相談(養護教諭、SC、SSW)

6 一人一人に合った支援

不登校の子供を支援する際は、本人の意思を十分に尊重し、**子供によっては休養が必要なことがあることにも配慮しつつ一人一人に合った支援**を行います。その際、学業の遅れや進路選択上の課題等があることにも留意しつつ、適切な支援を行う必要があります。

関係する通知など

- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について(通知)」(平成28年12月22日)
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日)
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について(通知)」
(令和5年3月31日)
- 「不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について(事務連絡)」
(令和5年7月31日)
- 「不登校特例校の名称変更について(通知)」(令和5年8月31日)
- 「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた緊急対策等について(通知)」(令和5年10月17日)

参考資料 「長崎県不登校支援コンセプト基本編・実践編」
(令和5年3月 長崎県教育委員会)

教職員一人一人が個々の児童生徒に寄り添った支援の実践力を高めることを目的に、作成しました。不登校児童生徒への支援や研修会等にお役立てください。



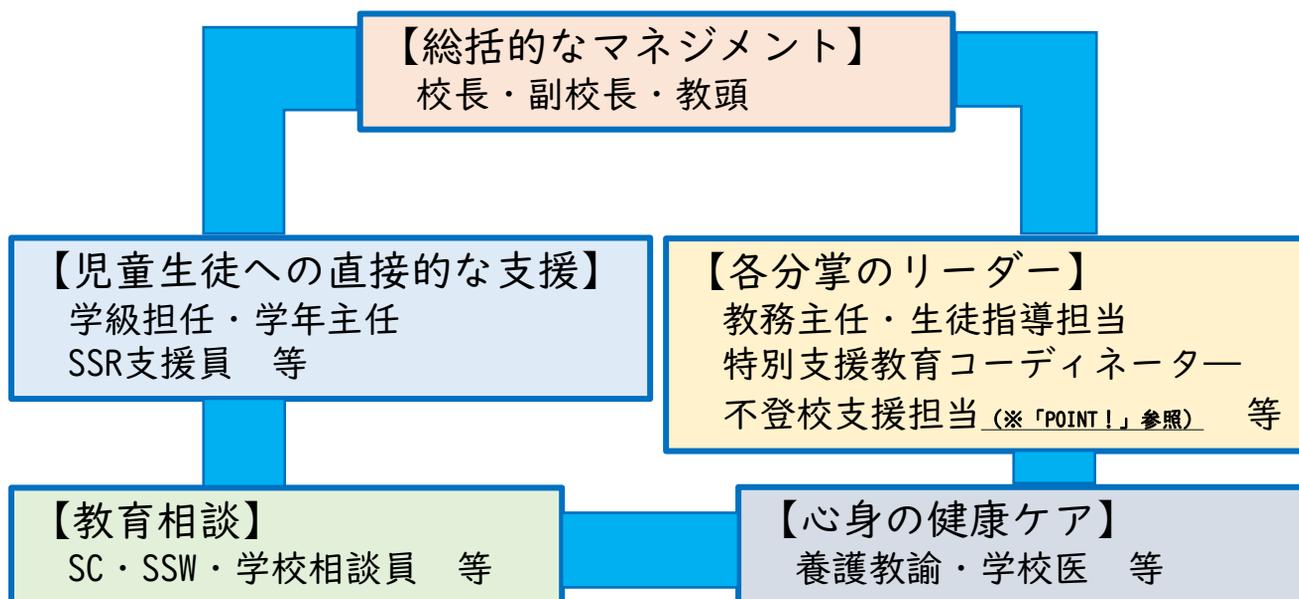
長崎県不登校支援コンセプト
基本編・実践編

Ⅱ 校内教育支援センター運営のポイント

1 「チーム学校」による組織的な対応

全教職員で校内教育支援センター（SSR）での支援の目的等、意識を統一して、チームとして運営に関わっていくことが重要です。

それぞれが、自身の役割を理解して、児童生徒を支援します。



POINT!

(1) 不登校対策を担当する教職員の明確化

不登校支援の充実のため、コーディネーター役の教職員として不登校支援担当職員を校務分掌に位置付けます。

※生徒指導担当や特別支援教育コーディネーターが兼務することも考えられます。

【役割例】不登校対策の企画、校内研修の実施、保護者向け周知文書の作成 等

(2) 不登校児童生徒等への支援に関する研修の充実【重要】

定期的な校内研修の実施や県・市町教育委員会が実施する研修会への参加等により、不登校支援に関わる教職員等の資質向上を図ります。

2 校内教育支援センター運営マニュアルの作成

全教職員の共通理解の上で、運営するため、設置の目的や支援の方法等を明記したマニュアルを作成します。

- 設置の目的
- SSRの運用や支援組織
- 支援の心構え
- 利用開始までの流れ

- 対象となる児童生徒
- 支援方針の決定方法
- 1日スケジュール、過ごし方
- 年間サイクル 等

記載する
内容の例を
示しています。



3 児童生徒の思いに寄り添った居場所づくり

児童生徒にとって、安心・安全な空間であることが第一です。例えば、入口を明るくしたり、パーティションで個別エリアをつくったりするなど、児童生徒が落ち着いて過ごせるような環境づくりをしましょう。

また、SSRは児童生徒の心の居場所であることも重要です。次のことに心掛けて支援しましょう。

★児童生徒一人一人のニーズに応じた支援をする場であること

→個々の児童生徒の状況は様々です。「登校できるようになる」「教室に戻る」などという結果のみを目標としないようにしましょう。

★できたかどうかに関わらず、挑戦したことやできなかった思いに共感すること

4 計画的な教育相談の実施と情報共有

スクールカウンセラーや教職員による計画的な教育相談を実施します。児童生徒の思いに耳を傾け、支援目標や方針を決定します。相談内容によっては、ケース会議等を開き、情報共有の上、個別の対応をしたり支援の方向性を見直したりします。

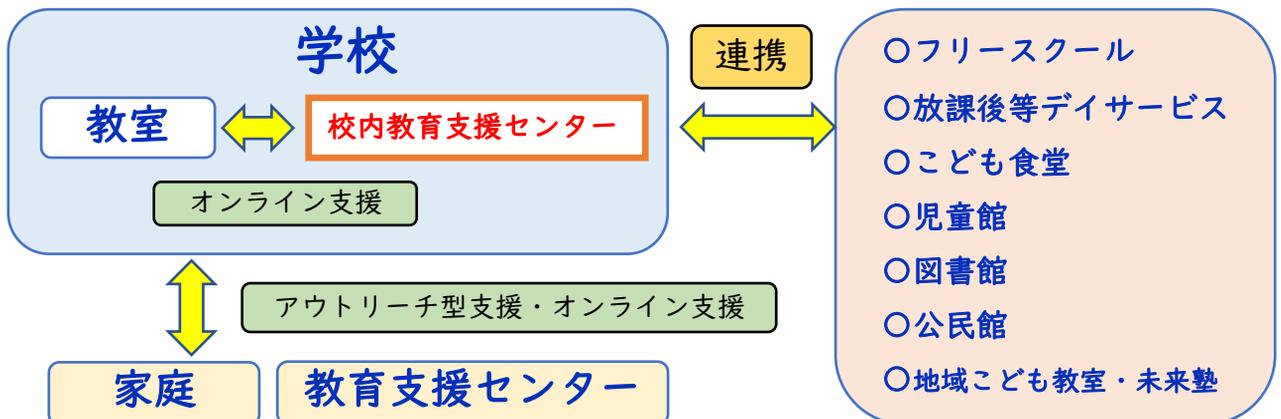
保護者とも定期的に面談を実施し、思いを把握するようにしましょう。

児童生徒、又は保護者の来校が難しい場合は、家庭訪問や公民館等を利用した支援などアウトリーチ型支援の実施も考えられます。

5 学校外の相談・指導機関との連携やオンライン支援

学校外の教育支援センターやフリースクール等の民間施設がある場合は、その支援機関と連携した支援を実施することで、児童生徒の学びの場や居場所の選択肢が広がります。

また、登校できない場合は、教室と校内教育支援センター等をオンラインでつなぐなど、ICTを活用した支援も積極的に検討しましょう。



Ⅲ 校内教育支援センターの支援サイクル

校内教育支援センターでの支援は、生徒指導担当（不登校支援担当職員）等がリーダーシップを発揮し、支援をコーディネートしていく必要があります。児童生徒一人一人の状況に応じて弾力的に対応していくことが重要です。

Ⅰ 個別の支援サイクル（例）

発達支持的生徒指導・課題未然防止教育（全ての児童生徒に向けて行う指導）

→ p10「参考：不登校対応の重層的支援について」

早期発見

→ 個別の対応開始

不登校の「早期発見」・「早期対応」のために

- ★ 日常観察による児童生徒の状況の把握
(会話・個人面談、日記・作文、生活アンケート 等)
- ★ 「児童生徒のSOSを出す力」と「教職員のSOSに気づく力」

① アセスメント（情報収集・分析）

担任、養護教諭、SC、SSW等、児童生徒に関わりのある教職員による多角的なアセスメントが必要です。下の三つの観点を参考に情報を持ち寄り、アセスメントシートを作成します。

身体・健康面	心理面	社会環境面
睡眠、食事、運動、疾患、体調、特別な教育的ニーズ 等	学習状況、情緒、社交性、集団行動、自己肯定感 等	友人関係、教師との関係、学校生活、家族関係 等

PLAN

ACTION

② プランニング（支援方法の決定）

本人の思いを踏まえ、アセスメントに基づく具体的な支援計画を作成します。

- ★ 支援会議の開催
メンバー：管理職、担任、学年主任、不登校支援担当、養護教諭、SC、SSW 等
- ★ 支援計画決定
 - ・ 長期目標とその実現に向けた短期目標
 - ・ 組織的対応（役割分担「誰が、いつ、どうする」など具体的に）
 - ・ 児童生徒理解・支援シートの作成（※）

※参考「児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」
「児童生徒理解・支援シート参考様式」



文部科学省ホームページ

DO

CHECK

③ 支援の実施

支援計画に基づき支援を実施するとともに、定期的な情報共有の機会を設定します。

- ★ 組織的な支援の実施
- ★ 定期的な打合せや記録簿による情報共有
- ★ 児童生徒及び保護者との面談 等

④ 支援の評価（再アセスメント）

児童生徒の状況を確認（評価）し、支援の継続、見直しを判断します。

- ※ 見直しをする場合、①に戻り、再アセスメントを行います。

2 年間サイクル（例）

【学年末・年度初め】

- 1 校内支援体制の整備
 - ・ 支援方針の決定
 - ・ マニュアル作成・見直し
 - ・ 教職員等の役割分担
 - ・ SSR運用等に関する研修
 - ・ 個別の支援方法の検討
 - ・ 教室環境整備
 - ・ 児童生徒・保護者との面談

【1学期（前期）～3学期（後期）】

- 2 児童生徒への支援と情報共有
※随時実施
 - ・ 支援の目的、運用等の周知
 - ・ 児童生徒のニーズに応じた支援
 - ・ 校内支援体制の確認・見直し
 - ・ 教室環境整備
 - ・ 児童生徒の情報共有

【学年末】

- 4 支援の評価と改善
 - ・ 児童生徒・保護者へのアンケート実施
 - ・ 引継ぎ資料の作成
 - ・ 新入生（保護者）等への周知
 - ・ 支援のまとめ・改善に向けた準備

【夏季・冬季休業期間】

- 3 支援の評価と情報共有
 - ・ 支援状況の振り返りと支援計画
 - ・ SSR運用等に関する研修等
 - ・ 児童生徒の状況確認
 - ・ 新たな利用児童生徒の確認
 - ・ 児童生徒・保護者との面談

Ⅳ 校内教育支援センターでの適切な支援

校内教育支援センターで、適切な支援を実施するための心構えや一日の支援（例）について記しています。

各学校や児童生徒の実態等に応じた適切な支援ができるよう、以下を参考に、支援の計画を立ててください。

1 適切な支援のために

（1）学級担任等と支援員とが綿密な連携をとる

児童生徒の心身の健康状態や学習している内容などについて情報を共有し、一人一人のニーズに応じた支援について確認しましょう。

（2）記録をとる

児童生徒の様子は日々変化しますので、それを見逃さないようこまめに記録をとるようにします。支援員等との打合せの時間が取れない場合には、記録等により情報共有できるようにします。

（3）信頼関係を築く

児童生徒が安心して過ごすためには、支援員等との信頼関係が必要です。「話に耳を傾け共感する」「よくみて、頑張りを認め、励ます」など、日頃から児童生徒の心に寄り添った関わりに心掛けましょう。

2 一日の場面ごとの支援（例）

（1）登校時

支援員又は支援に関わる学級担任等（以下、「支援員等」とする）は、児童生徒の出欠状況及び心身の健康状態を確認します。家庭からの出欠、その他の連絡があれば、支援員等で共有することが必要です。

（2）朝の活動

支援員等は、児童生徒に必要な助言を行いながら、一日の活動予定を計画させます。その際は、児童生徒が主体的に活動ができるよう、自己決定させることが望ましいです。

（3）授業時間における活動

授業時間の活動については、児童生徒の状況に応じて多様な活動が考えられます。児童生徒が計画した活動ができるよう声掛けや見守りを行います。

【活動の例】

- 自主学習
- オンラインによる授業参加
- 読書や折り紙など興味・関心に応じた活動
- ソーシャルスキルトレーニング
- 調理・農作業等の体験活動
- レクリエーション など



（4）給食・昼休み等

児童生徒自身が給食の準備や後片付けをするようにします。支援員等は、どこで食べるかを児童生徒に確認し、できる限りその意に沿う対応をします。

昼休み等（休み時間を含む）には、児童生徒や学級の状況に応じて、利用する児童生徒が自分の学級に行ったり、その他の児童生徒が校内教育支援センターに行ったりするなど、交流の機会を設けることも重要です。

（5）下校時・放課後

児童生徒は、一日の振り返りを行い、支援員等は児童生徒へのフィードバックや教育相談を実施します。

下校については、児童生徒の状況に応じて、他の児童生徒と下校時刻をずらすなど配慮することも考えられます。

V ICTを活用した支援

校内教育支援センターと教室等をオンラインでつなぎ、授業や行事に参加できるようにするなど、ICTを活用した支援も有効です。「家庭と教室」「学校外の関係機関と教室」をつなぐなど、様々な支援が考えられます。

ICTを活用した支援（例）

- 授業や学校行事等のライブ配信を視聴しながら参加する。
- 録画した授業動画の視聴や学習アプリを活用して学ぶ。
- クラウド上に保存された授業教材に取り組み、担当教師に提出する。
- 音読やスピーキングを動画撮影し、担当教師に送る（実技テスト）。
- 一人一台端末を活用したカウンセラーとの面談、健康観察等を行う。



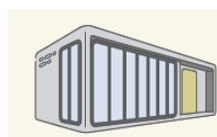
POINT!

オンラインで直接会話するだけではなく、チャットやリアクションボタンによる反応など、様々なコミュニケーションが考えられます。
教師や友達とのつながりを感じられるような支援の工夫をしていきます。

VI 学校内外の指導・相談機関等との連携

学校外にも児童生徒にとっての多様な学びの場・居場所があります。地域にある関係機関等と連携した支援により、児童生徒の選択肢が広がります。家庭訪問や公民館等を利用したアウトリーチ型支援も有効です。

学校外の不登校支援を行う機関等（例）



教育支援センター



民間施設
(フリースクール等)



病院、診療所



保健所、精神福祉センター



児童相談所、福祉事務所



図書館



公民館



児童館



こども食堂

【学校内】

- ・養護教諭
- ・SC、SSW、相談員等
- ・校内教育支援センター

POINT!

不登校児童生徒を一人一人のニーズに応じて、学校外の関係機関等につなぐことは非常に重要です。つながりのない児童生徒がいないよう配慮すること、児童生徒やその保護者との関係を切らさないことが大切です。

【参考資料】「義務教育段階における不登校児童生徒が『学校外の公的機関や民間施設等において相談・指導を受けている場合』『自宅でICT等を活用した学習活動を行った場合』における指導要録上の出欠の取扱いに関するガイドライン」
(令和5年3月 長崎県教育委員会)



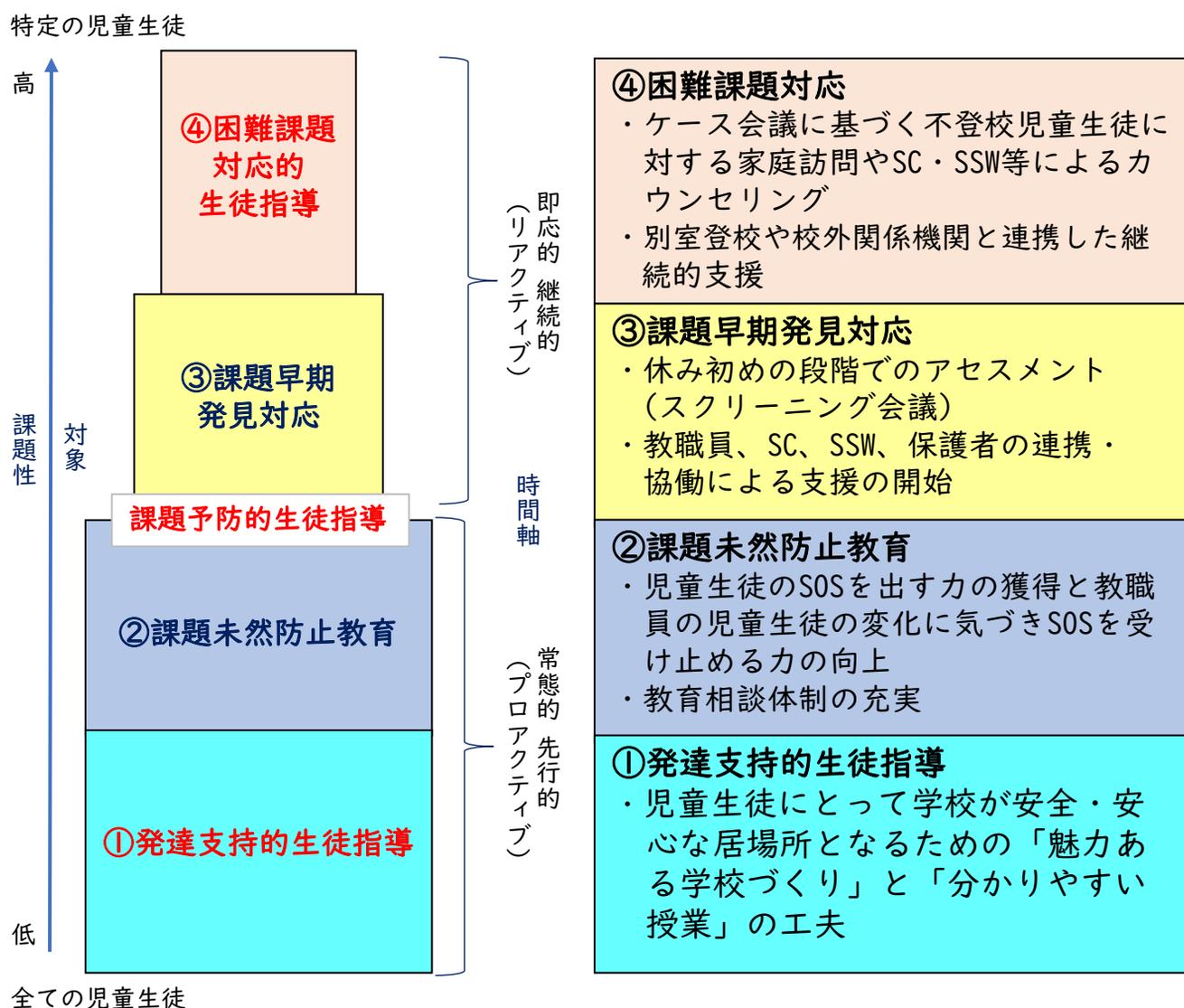
参考：不登校対応の重層的支援について

生徒指導提要（令和4年12月文部科学省）には、不登校支援の留意点として、次のように述べられています。

不登校に関する発達支持的生徒指導としての「魅力ある学校づくり」を進めると同時に、課題予防的・困難課題対応の生徒指導については、不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえた上で適切にアセスメントを行い、支援の目標や方針を定め、多職種の専門家や関係機関とも連携・協働しながら「社会に開かれたチーム学校」としての生徒指導体制に基づいて、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開していくことが重要です。

「不登校対応の重層的支援構造」に示されているように、段階に応じて、関係機関とも連携を図りながら組織的な支援をしていくことが大切です。

【不登校対応の重層的支援構造】



参考資料

- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」
(平成28年12月 文部科学省)
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」
(平成29年3月 文部科学省)
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について」
(令和元年10月 文部科学省)
- 「児童生徒の教育相談の充実について」
(平成29年3月 文部科学省)
- 「生徒指導提要」
(令和4年12月 文部科学省)
- 「長崎県不登校支援コンセプト（基本編・実践編）」
(令和5年3月 長崎県教育委員会)
- 「小・中・義務教育学校における学校内教育支援センターの運営～誰一人取り残されない学びの保障のために～」
(令和5年10月 岐阜県教育委員会学校安全課)
- 「一人一人の社会的自立に向けた児童生徒支援ガイドブック～総合的な長期欠席・不登校対策～」
(令和6年3月 埼玉県教育委員会)
- 「校内別室支援員サポートブック～安心できる居場所づくりのために～」
(令和6年4月 長崎市教育委員会教育研究所)
- 「校内教育支援センター運営に係る参考資料」
(令和6年4月 佐世保市教育委員会学校教育部学校教育課)



長崎っ子の心を見つめる教育週間